

## インフォメーション

### 指定催しの公示について

上越地域消防事務組合火災予防条例第47条の2第1項の規定に基づき、次の催しを「指定催し」として指定しましたので、同条第3項の規定により公示します。

催しの名称	第101回 高田城址公園観桜会
催しの開催場所	高田城址公園
催しの開催期間	令和8年4月3日（金）から令和8年4月19日（日）まで

### 指定催しとは

消防局長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が定める要件に該当すると認めるものを「指定催し」として指定します。

#### 1 消防局長が定める指定催しの要件について

- (1) 人出予想の数が1日当たり10万人以上の規模の催し
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える催し
- (3) 消防局長が必要と認める催し

#### 2 指定催しの指定を受けた場合

指定催しとして指定を受けた催しの主催者は、防火担当者を決め、火災予防上必要な業務に関する計画を開催日の14日前までに提出しなければなりません。